

# すまいる研修センター 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

## 第1章 総則

（設置目的）

### 第1条

社会福祉法人長寿会 すまいる研修センター介護福祉士実務者研修（通信課程）（以下「本校」という）は、社会福祉士及び社会福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修(以下「本研修」という)を行い、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、地域社会における地域福祉の担い手として貢献しえる人材の育成を養成することを目的とする。

（名称）

### 第2条

すまいる研修センター 介護福祉士実務者研修（通信課程）

（位置）

### 第3条

本校は、愛知県名古屋市瑞穂区明前町15番17号 に置く。

## 第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

（修業年限）

### 第4条

本研修の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	定員	学級数	対象地域
7ヶ月以上	15名	2学級	愛知、岐阜、三重、静岡県

2、受講生の保有資格により、研修期間を減らすことがある。

（入学の時期）

### 第5条

研修開講初日とする

（学年、学期、休業日）

### 第6条

学年、学期、休業日は特に設けない。

## 第3章 教育課程及び授業方法

（養成課程及び履修方法）

### 第7条

本校の養成課程は、通信制によりおこなう。

2、本研修の教育課程及び授業時間（実時間）数は、別表のとおりとする。（別表1）

（授業方法）

### 第8条

授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質疑応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。

2、面接授業は、下記の会場で行う。

①愛知県名古屋市長区瑞穂区明前町15番17号 特別養護老人ホーム シルバーピアみずほ

②愛知県刈谷市小垣江町白沢45番地 特別養護老人ホーム シルバーピアかりや

(印刷教材による授業)

#### 第9条

受講生は、第7条2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

2、受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メール等により質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

#### 第10条

面接授業は、第7条2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

2、面接授業ないに面接授業科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。

(面接授業の開催時期等)

#### 第11条

面接授業の開催時期については、別に定めるところによる。(別表2)

(科目の修了認定)

#### 第12条

介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修(1・2号)を修了している場合のほか、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目(介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る)の一部及び介護福祉士実務者研修の一部を習得している場合並びに地域の団体で実施されている研修であって、一定の内容・室・時間が担保されているもの(厚生労働省地方厚生(支)局に届け出て受理されたものに限る)を修了している場合には、科目単位で本校で履修し習得したものとみなすことがある。

2、前項に定める研修等のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修(1,2号)を修了した者の前項の規定に基づく修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について(平成23年11月4日社援局1104号第1号厚生労働省社会。援護局福祉基盤課長通知)」の別添1のとおり取扱うものとする。

## 第4章 教職員組織

(教職員組織)

#### 第13条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く

- |   |       |    |
|---|-------|----|
| 一 | センター長 | 1名 |
| 二 | 専任教員  | 1名 |
| 三 | 兼任教員  | 3名 |
| 四 | 事務職員  | 1名 |

(教員会議)

本校に教員会議を置き、前条に掲げる者を持って組織する。

2、教員会議は、センター長が招集し、その議長になる。

3、教員会議は、次の事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 受講生の募集に関する事項
- 三 受講生の修了に関する事項
- 四 受講生の除籍に関する事項
- 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
- 六 教員の選考に関する事項
- 七 その他必要と認める事項

## 第5章 受講資格、入学、在籍、退学等

(受講資格)

第14条

本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに所定期日までに受講料を納付した者とする。

(入学者の募集及び選考方法)

第15条

募集は一般募集で行う。

2、人数制限があるため、受講申込の受理した者から優先的に入学を決定する。

3、必要に応じて面接、選考を行い受講決定する。

(受講の許可)

第16条

センター長は、第12条及び第13条の受講資格を満たす者に受講を許可する。

(入学手続き)

第17条

本校が定める入学手続きは次のとおりとする。

- 一 受講申込書に記入し、その他の必要書類(資格を有する者は、資格証の写し)を添付し期日までに提出する。
- 二 受講決定者には、受講決定通知書を送付する。
- 三 受講決定通知書を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(在籍期間)

第18条

在籍期間は、2年以内とする。

(退学)

第19条

退学しようとする受講生は退学願を提出し、当校の許可を得なければならない。

(休学)

#### 第20条

病気その他やむを得ない理由により長期に置いて出席できない場合は、休学願を提出し、当校の許可を得なければならない。(病気等の場合は、医師の診断書を添付)

(復学)

#### 第21条

休学を認められていた受講生が復学しようとする時は、復学願を提出し、当校の許可を得なければならない。

(除籍)

#### 第22条

次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、センター長が除籍する。

- 一 当校の定める受講料支払いの規定に反した者
- 二 当研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者
- 三 学習意欲がかけっており、修了の見込みがない者
- 四 通信課題を提出しない者
- 五 面接授業を無断欠席した者
- 六 死亡の届出があった者
- 七 その他、本研修及び本学則の目的の添わない言動等があったと当校が認めた者

### 第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

#### 第23条

センター長は、第7条2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及び小レポートより成績を判定し、その合格者にたいして当該科目に修了を認定する。

- 2、レポートの成績評価は、各100点を満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。
- 3、教育課程に定める面接授業の出席時間数が3分の2以上に満たない者については、当該科目の履修を認めることができない。面接授業である介護過程Ⅲにおいては、学習態度を含め実技試験及び修了試験による評価とする。また、医療的ケアの演習は決められた項目の演習による評価とする。
- 4、評価基準は次の定めにより行う。
  - 一 通信課程の提出状況を確認する。
  - 二 通信課程は、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。不合格の者は評価基準に達するまで再提出を行う。
  - 三 介護過程Ⅲでの実技試験及び修了試験では、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。ただし、不合格の者は再試験により70点以上を満たせば合格とする。
  - 四 医療的ケアの確認試験では、9割以上の正解をした者を合格とし、9割以下の者を不合格とする。ただし、不合格の者は、再試験により9割以上の正解を満たせば合格とし、演習に進むことができる。
  - 五 医療的ケアの演習では、規定回数以上を行い、一定の基準に達した場合に合格とする。

(遅刻・早退・欠席)

#### 第24条

面接授業に置いては、理由の如何にかかわらず、開始20分以内の遅刻は授業終了後の20分の補講とする。開始20分を超えて遅刻した場合は欠席とみなす。一切の早退は、原則認めない。面接授業を欠席した場合は、欠席した授業と同等の補講により出席時間数を満たすことができる。(補講代：介護過程Ⅲ1,000円/時、医療的ケア3,000円/時)

(課程修了の認定)

#### 第25条

所定の教育課程を修めた者に対しては、教育会議議の議を経てセンター長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

#### 第26条

前条の規定により修了が認定された者に対し、センター長は修了証明書を授与する。

### 第7章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(表彰)

#### 第27条

成績、性行ともに優れ、他の模範となる者は、教育委員会の義を経て、学校長が表彰することができる。

### 第8章 受講料及び受講料の返還

(受講料)

第28条 当法人の受講料は、これまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

一 無資格者	100,000円
二 喀痰吸引研修(1・2号)修了者	80,000円
三 訪問介護員3級課程修了者	90,000円
四 訪問介護員2級課程修了者	70,000円
五 介護職員初任者研修修了者	70,000円
六 訪問介護員1級課程修了者	40,000円
七 介護職員基礎研修修了者	20,000円

(受講料の返還)

## 第29条

既納の受講料及びその他の費用は、原則として返還しない。

## 第9章 個人情報保護

(個人情報保護)

## 第30条

運営上、知り得た受講者にかかる個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとし、受講後においても守秘義務を厳守する。

## 第10章 補則

(学則の改廃)

## 第31条

この学則の改廃は、教員会議の義を経てセンター長の承認を得るものとする。

## 第32条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、センター長が別に定める。

(附則)

この学則は平成31年6月4日より施行する。